管理職への任用状況等について(令和3年度)

1. 管理職への任用に関する状況(令和3年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

=± ∓余	· 区 公	I 種試馬	负等	Ⅱ種試馴	负等	Ⅲ種試賜	负等	その他		合計	
試験区分	区刀		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	65	5	67	9	35	2	10	3	177	19
主文拟	割合	36.7%	7.7%	37.9%	13.4%	19.8%	5.7%	5.6%	30.0%	100%	10.7%
细巨级	人数(人)	106	8	4	0	1	0	0	0	111	8
課長級	割合	95.5%	7.5%	3.6%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	_	100%	7.2%

- (注)1「管理職」とは、国家公務員法第34条第1項第7号に規定する官職であり、幹部職員の任用等に関する政令第2条第 1項に掲げる各機関(いわゆる本府省)に属する一般職の国家公務員に係る官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職をいう。また、「管理職員」とは、管理職の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。以下同じ。
 - 2「 I 種試験等」とは、国家公務員採用 I 種試験、その他 I 種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。
 - 3「Ⅲ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他Ⅲ種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。
 - 4「Ⅲ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他Ⅲ種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。
 - 5「その他」とは、選考採用などをいう。以下同じ。
 - 6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。以下同じ。
 - 7 割合については、小数第二位で四捨五入しているため、それぞれの合計の数字と合わないことがある。以下同じ。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

	で	f省以外の の勤務者 省への出	数	採用府省以外の府省 からの勤務者数 (他府省からの出向数)			
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計	
合計(人)	27	65	92	12	4	16	

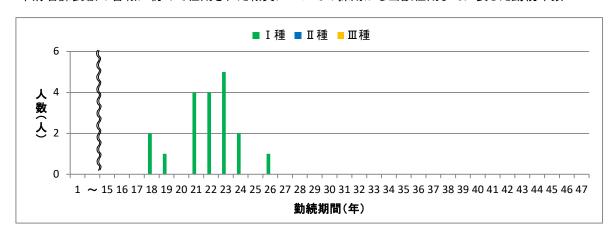
- 2. 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された者についての状況(令和2年10月2日~令和3年10月1日)
 - (1)本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数
 - イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

≣ + Œ∕2	試験区分		负等	Ⅱ種試験	负等	Ⅲ種試馬	负等	その他		合計	
言 以 尚失	E T		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	16	3	20	2	12	1	7	2	55	8
主文拟	割合	29.1%	18.8%	36.4%	10.0%	21.8%	8.3%	12.7%	28.6%	100%	14.5%
課長級	人数(人)	19	3	0	0	0	0	0	0	19	3
林文拟	割合	100.0%	15.8%	0.0%	_	0.0%	_	0.0%	-	100%	15.8%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2)本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験

(単位:人)

出向回数	O回	1回	2回以上
室長級	11	12	32
課長級	0	3	16

- (注)「出向」には、他府省、地方公共団体、民間企業等が含まれる。
- 3. 採用年次、採用試験の種類等にとらわれない人事運用を行った取組例(本府省以外も含む) (令和2年10月2日~令和3年10月1日)
 - (1)幹部職及び管理職の取組事例

事例		幹部職(相当職含む)	管理職(相当職含む)
極めて優れた能力を有すると認め		大臣官房総括審議官(局長級)←大臣 官房秘書課長	商務情報政策局情報技術利用促進課長 ←内閣官房副長官補付(経済産業省大 臣官房総務課付)(補佐級)
られる職員を速やかに昇任させた 事例(二段階以上上位の職制上の 段階に属する官職に昇任)	具体的 事例		資源エネルギー庁省エネルギー・新エネル ギー部新エネルギーシステム課長←内閣官 房内閣総務官室副参事官(補佐級)
			経済産業政策局産業人材課長←大臣官 房総務課長補佐(企画担当)
		商務情報政策局長への登用	通商政策局企画調査室長への登用
		大臣官房審議官(商務情報政策局担 当·政策調整担当)への登用	経済産業政策局アジア新産業共創政策 室長への登用
	>< 1.1. P.3	商務情報政策局商務・サービス政策 統括調整官への登用	
		大臣官房原子力事故災害対処審議官 への登用	
極めて優れた能力を有すると認められる職員を速やかに昇任させた		大臣官房審議官(経済産業政策局担 当)への登用	
事例(採用年次にとらわれない早期登用)		大臣官房参事官(製造産業局・総合調 整担当、部長級)への登用	
		大臣官房審議官(産業技術環境局担 当)への登用	
		大臣官房審議官(環境問題担当)への 登用	
		大臣官房審議官(貿易経済協力局・国際技術戦略担当)への登用	
		中小企業庁経営支援部長への登用	
		四国経済産業局長に II 種試験から採用した職員を登用	
採用試験の職種や種類にとらわ れない登用		中国経済産業局長にⅡ種試験から採用した職員を登用	
		九州経済産業局長に I 種試験技術系 区分から採用した職員を登用	
民間人材等の採用・登用	具体的 事例		各局企画官等に民間企業から7名採用 (官民人事交流制度及び選考採用)

(2)(1)の事例以外(課長補佐、係長以下(それぞれ相当職を含む))の取組事例

該当なし			

- 4. 採用(選考を含む)の状況(令和2年10月2日~令和3年10月1日)
 - (1)採用職員数

	(単位:人)
総数	うち女性
296	92

(2)選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

					(.	<u>単位:人)</u>		
選考によって新たに採用した者								
	うち女性		うち公募	手続を経	で採用し	た者		
		(割合)		(割合)	うち女性	(割合)		
78	14	17.9%	72	92.3%	11	15.3%		

- (注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体等からの 選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。
- (3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

産休代替任期付職員から育休代替任期付職員に切り替わる際の規則により	_

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

 (単位:人)

 幹部職(相当職含む)
 管理職(相当職含む)
 課長補佐(相当職含む)
 係長(相当職含む)以下

 うち女性
 うち女性
 うち女性
 うち女性

 0
 0
 3
 1
 14
 1
 61
 12

(5)選考採用により管理職(相当職含む。)以上の官職に採用した者の官職等

大臣官房総務課企画官(通商政策局通商戦略室企画官) 大臣官房総務課企画官(産業技術環境局環境経済室環境金融企画調整官) 大臣官房総務課企画官(商務情報政策局製品安全課製品事故対策室長)